

# 町村週報

(町村の購読料は会費  
の中に含まれております)

## 3321号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<https://www.zck.or.jp/>



円窓の先には (宮城県松島町 まつしまきち)

### も く じ

随 情 政

想 報 策

外 新 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の修正する法律」の概要  
さ れ しい 地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)について  
て いた 梯子……………内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局…(7)

山梨県身延町長 望月 幹也…(12)

### コラム

## 『みどりGXと地域脱炭素』

事業構想大学院大学教授 重藤 さわ子

令和6年に改正された食料・農業・農村基本法に基づき、初めての基本計画が4月11日に閣議決定された。法改正にあたり最重要事項となった食料安全保障の確保と、その観点からの構造転換に重点が置かれているのが特徴である。農業の構造転換については、これまで課題であったが、国際情勢の不安定化や気候変動に農業生産はすでに大きく影響を受けており、一時的な問題ではないため、いよいよ抜本的な対策を、かつてないスピードで行っていく、ということであろう。

一方で、そのようなグローバルな要請は、むしろ自然資源(再エネ含む)の豊富な自治体では持続可能な地域づくりのチャンスでもあると考えてきた著者は、基本法改正のプロセスにおいて、現状として化石燃料や化石燃料由来資材がないと成り立たない日本の農業生産の「燃料・エネルギー問題」、すなわち、脱炭素や化石燃料依存の脱却にかんする議論がほとんど出てこないことに違和感を持っていた。その点今回の基本計画では、GXが政策の

上位に位置付けられた。一方で、依然「みどりGX」と農業脱炭素の関係は明確ではない。脱炭素に最も有効な対策は「省エネ」と「エネルギー転換(エネルギーを再生可能なエネルギーに転換すること)」であり、実は今ある技術で十分対応可能であることが多い。しかしすでに事例のある営農型太陽光発電など、農業・農村における再エネ生産や気候変動適応策となる技術への取組も不十分である。また、現場レベルでは、地域脱炭素にどれほど寄与するかの定量的検討も十分でないままに、バイオ炭等の炭素貯留機能やJ-クレジット制度への期待が先走りしている感がある。地域の脱炭素目標の実現には、地域の温室効果ガス排出構造の分析のもとに、前述したような、効果が大きく今すぐにも導入可能な対策を優先的に検討し、その推進施策としての農業への環境支払いやJ-クレジットの議論になるべきではないか。GX推進の目的と手段の間のちぐはぐさが気になってならない。

### 写真キャプション

日本三景・松島の地に佇む円通院は、伊達政宗の嫡男・光宗公の菩提寺として創建された。桃山美術の趣を今に伝える霊廟や、四季折々に表情を変える庭園が訪れる者を魅了する。円窓の先にひろがるのは、苔と新緑が織りなす幽玄の世界。静けさの中に身をおけば、心もまた澄んでゆく。

# 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」の概要

## 環境省自然環境局 野生生物課鳥獣保護管理室



兵庫県森林動物研究センター提供

▲ツキノワグマ（上）、イノシシ（下）

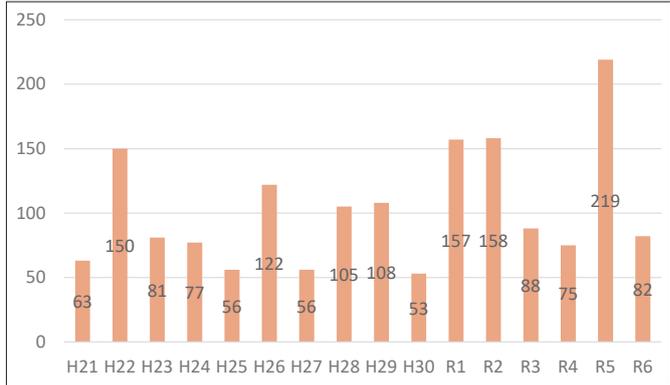
### 1 はじめに

最近、クマの出没や人身被害のニュースを目にした方も多いのではないだろうか。鳥獣のなかでも、とりわけヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ（以下「クマ等」という。）は、鋭い爪や牙を有する大型獣として知られています。近年は、ドングリ等の食物資源の凶作や、人口減少・高齢化等に伴う里山の利用の縮小、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加等により、クマ等の人の日常生活圏への出没や人身被害件数が増加しており、令和5年度には、クマによる人身被害の人数が219人と、過去最多となりました。

### 2 法改正前の銃猟制度

法改正前の制度においては、このような現状に十分に対処できないことから、今般、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）の一部を改正し、クマ等の銃猟に関する制度を見直すこととしました。この制度見直しを内容とする「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」は、第217回国会において審議され、2025年4月に成立しました。改正前の鳥獣保護管理法の制度においては、銃猟（銃器を使用した鳥獣の

捕獲等をいう。以下同じ。）それ自体の危険性を鑑みて、住居が集合している地域等における銃猟、建物・乗物等に向かってする銃猟、夜間における銃猟が原則禁止となっていました。例外的に、現に危険が生じている場合には、警察官職務執行法による命令や、刑法上の緊急避難により、応急的な銃猟は可能となっており、従来はこれらにより対処されてきました。ただしこれは、人が今まさに襲われているときなど、比較的差し迫った場合の対処に限られており、予防的に銃猟を行うことができませんでした。



▲クマによる人身被害人数 ※ R6年度は1月時点速報値

政 策

前述のような、近年におけるクマ等の出没件数の増加や、人身被害の事例をみると、警察官職務執行法や刑法上の緊急避難の適用が難しい、膠着状態にある場合等においても、より予防的・迅速な対応をとることが必要と考えられました。

そこで今般、鳥獣保護管理法の一部が次のとおり改正されました。

3 緊急銃猟制度の新設

(1) 緊急銃猟

今般の改正により新設した緊急銃猟制度とは、一定の条件に該当する場合には、現行制度で禁止される人の日常生活圏等においても、クマ等の銃猟を可能とするものです。

具体的には、市町村長は、

- ① 危険鳥獣（クマ等）が人の日常生活圏（住居、広場、乗物等）に侵入（侵入するおそれ大きいことを含む）し、
- ② 危険鳥獣による人の生命・身体への危害を防止する措置が緊急に必要な

で、

- ③ 銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、
- ④ 避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合には、

危険鳥獣の銃猟を捕獲者（政令で定める技能要件を満たす者に限る）に委託して実施させることができるものとします。

これにより、安全の確保を前提として、住居等での銃猟が可能となります。

(2) 緊急銃猟等のための土地の立入り等

緊急銃猟の実施の際には、例えば、

- ・ 私有地に侵入した危険鳥獣に向かって発砲するための土地の立入り
- ・ 矢先に存在する障害物の除去
- ・ 死亡した危険鳥獣を回収するための土地への立入り

等を行う必要がある場合が想定されます。

このため、このような必要がある場合には、市町村長は、その職員や委託者に他人の土地に立ち入らせ、又は障害物を除去させることができるものとします。

(3) 安全を確保するための措置

緊急銃猟は、安全の確保を前提としているため、今般の改正内容には、安全を確保するための措置についての規定も含まれています。

その規定内容としては、市町村長は、それぞれの必要があると認めるときは、

人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民の安全の確保の下で銃猟を可能とする。

■ 背景

クマ等（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ）の人の日常生活圏への出没が増加。とりわけ令和5年度にはクマによる人身被害の人数が過去最多※1

※1 件数の把握がある平成18年度以降最多（198件219人）

現行の鳥獣保護管理法は、住居集合地域等※2における銃猟、建物・乗物・飼養動物に向かって銃猟、夜間の銃猟を禁止（第38条）。

※2 住居が集合している地域又は広場、駅、その他の多数の者の集合する場所。

現に危険が生じている場合は、警察官職務執行法による命令や刑法の緊急避難により、応急的に銃猟を実施しているが、膠着状態にある場合において、より予防的・迅速な対応を可能とする必要。

■ 主な改正内容 クマ等の銃猟に関する制度の見直し

○市町村長は、

- ① 危険鳥獣（クマ等）が人の日常生活圏（住居、広場、乗物等）に侵入※3し、
- ② 危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要なで、
- ③ 銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、
- ④ 避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合には、危険鳥獣の銃猟を捕獲者※4に委託して実施させることができる（緊急銃猟）（第38条の適用除外）。

※3 侵入するおそれ大きいことを含む。

※4 政令で定める技能要件を満たす者に限る。

○緊急銃猟の実施にあたり、下記の関連規定を整備。

- ・ 地域住民の安全確保のため、必要に応じ、市町村長は通行制限、避難指示を実施。
- ・ 市町村長は、都道府県知事に応援を要請することができる。
- ・ 緊急銃猟の実施に伴う損失（物損）については、市町村長が補償※5。

※5 保険により対応することを想定

クマ等が人の日常生活圏に侵入する事態に対し、安全かつ迅速に対応することを可能に

<施行期日> 公布の日から起算して6月を超えない範囲で政令で定める日

※上記法案による制度整備に加え、国は財政支援（交付金）や技術的支援（ガイドライン策定）等を実施

▲今般の鳥獣保護管理法の改正概要

政 策

- ① 危害が発生するおそれのある場所の通行を禁止し、又は制限すること
- ② 危害が発生するおそれのある地域の住民に対し、避難すべき旨を指示すること
- ③ 緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害が発生するおそれの場所の具体例としては、
  - ・ 人への弾丸の到達のおそれがある場所
  - ・ 弾丸が引火物や爆発物に到達し、火災や爆発が生じることによって人の生命又は身体に危害が及ぶおそれのある場所
  - ・ 弾丸が着弾した危険鳥獣が興奮し、暴れることによって人の生命又は身体に危害が及ぶおそれのある場所

- ④ 都道府県知事に対する応援の要求等
  - ・ 緊急銃猟は、市町村が主体となって担われるところ、市町村の職員数やノウハウには限りがあり、緊急銃猟の実施に係る事項について、市町村職員のみでは十分に行うことができない可能性も考えられます。そのような場合には、都道府県知事に対し、人員の応援を求めることができることとする規定を設けています。
  - ・ 都道府県からの応援の行為としては、例えば、
    - ・ 指揮命令への技術的助言
    - ・ 安全確保措置を講ずる市町村職員が移動するための車両の運転
    - ・ 夜間に対応する場合における危険鳥獣への照明の照射
  - ・ 通行禁止措置の実施
- ⑤ 損失の補償
  - ・ 緊急銃猟の実施に当たっては、例えば建物内に逃げ込んだクマ等を捕獲するために発砲した銃弾が、クマ等に当たらずに、後方の内壁を損傷するなどの損失が生じる場合があります。
  - ・ そのような場合、その損失は補償される必要がありますが、市町村長の委託を受けて緊急銃猟を実行する者が損

損失の補償を行うことは適当ではないため、その実施の責任者たる市町村長が損失を補償する規定を設けています。

損失補償が行われる流れは、①緊急銃猟等による損失の発生、②被害を受けた者から市町村長への損失の補償の請求、③市町村長による補償すべき金額の通知、となります。

今回の改正条文上は、「通常生ずべき損失の補償をする」ことを規定していますが、この「通常生ずべき損失」とは、建物・乗物等が損壊されなければ、これらの物件の運用により得られた利益を指すと解釈されています。

### 損失の例

銃弾による損傷

建物の内壁

危険鳥獣

建物内に逃げ込んだクマ等を捕獲するために発砲した銃弾が、当該鳥獣に当たらずに、後方の内壁を損傷した場合

政 策

また、補償に当たっては、保険を活用いただくことを想定しており、その保険料については、環境省の交付金(指定管理鳥獣対策事業交付金)により財政支援を行うことを考えています。

(6) 施行時期

緊急銃猟制度の施行については、大量出沒が発生する秋までに、市町村長による緊急銃猟の実施体制が整うよう、準備を進めてまいります。

4 基本指針、鳥獣保護管理事業計画の記載内容の改正

緊急銃猟制度により、人の日常生活圏に出沒したクマ等について、銃猟を行うことが可能となりますが、これによる対処のみに安易に頼ることは必ずしも適切ではなく、長期的な視点に立った計画的な管理施策を平時から講ずることも重要であると考えられます。

このため、国が基本指針（鳥獣保護管理事業を実施するための基本的な指針）において定める事項として、「危険鳥獣の管理に関する事項」を加え、また、都道府県が鳥獣保護管理事業計画（都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画）において定める事項として、その事情に応じて必要があると思われるときは、「危険鳥獣

の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項」を加えることとしました。

これにより、国及び都道府県が、危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入を防止するために必要な鳥獣保護管理施策の考え方を示すこととなり、以下のイメージのとおり、危険鳥獣に対する一体的な管理施策がとられると考えられます。

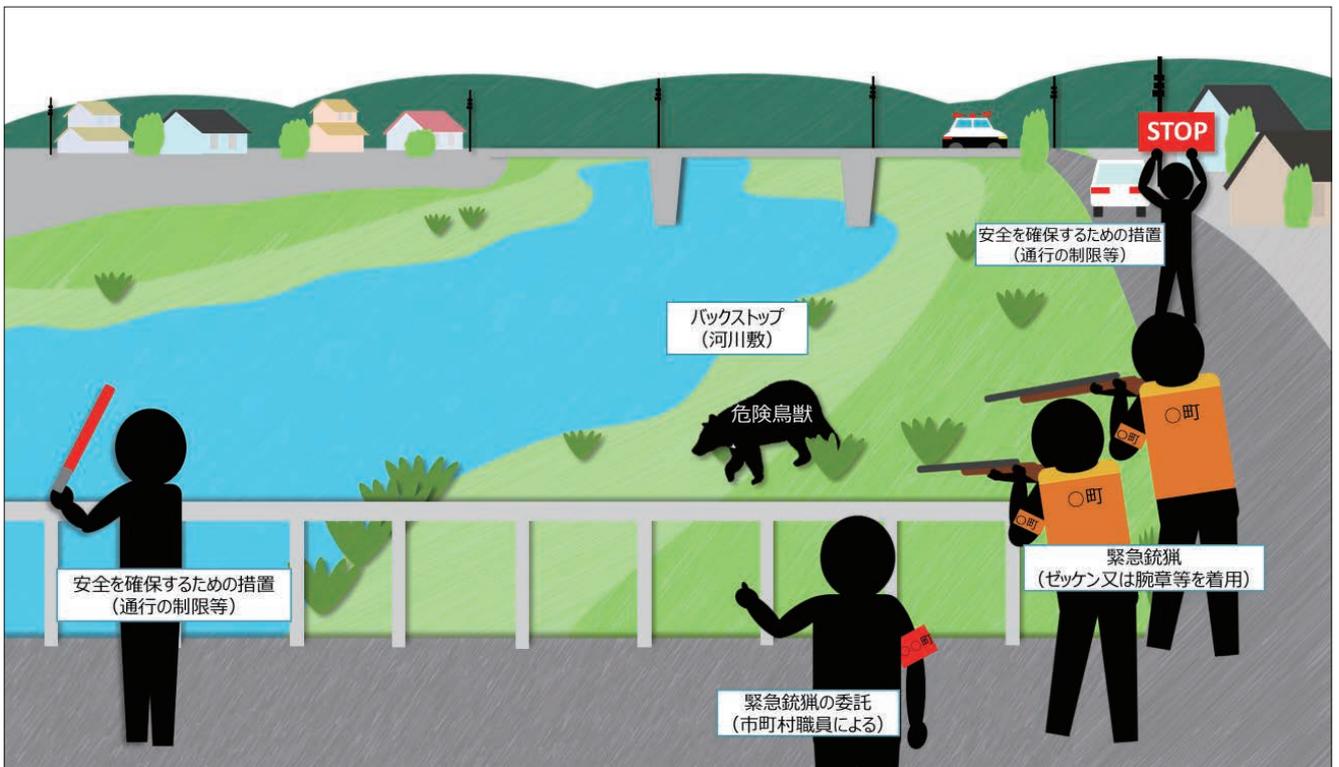
なお、基本指針等については、5年ごとに審議会を開催して改定を行うこととしており、直近の次回改定時に今般の追加記載事項も盛り込んで改定することを想定しています。

5 おわりに

本改正による緊急銃猟の実施については、鳥獣被害の状況を的確に把握し得る、基礎自治体である市町村を主体としています。

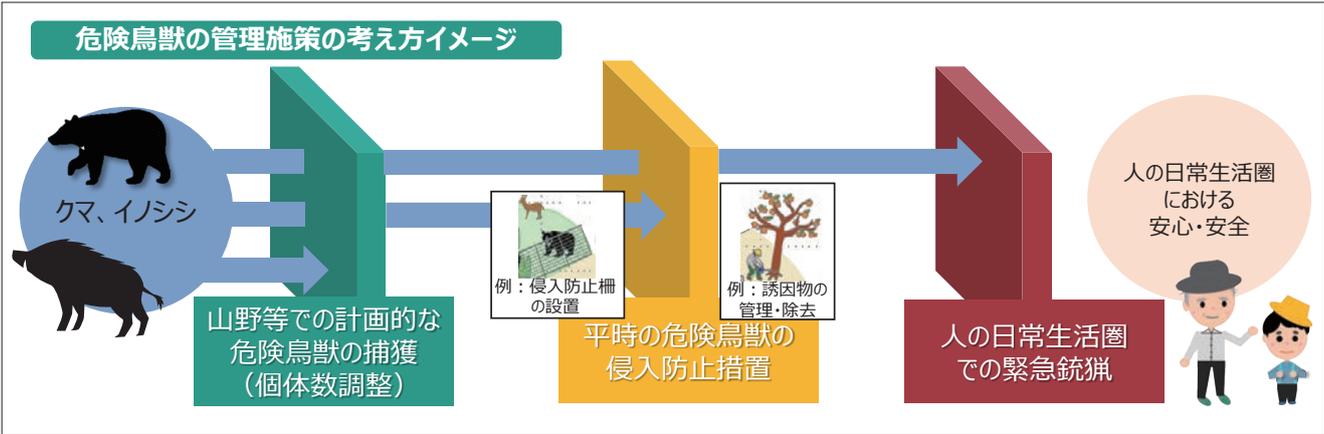
現在すでにクマ等の出沒により人の生命身体に危害が生じる事例が発生しているなか、本制度の適用条件に該当する場合には、本制度の活用についても選択肢としてご検討いただきたいと思います。

環境省としては今後、緊急銃猟の実施等に関するガイドラインの作成や説明会の開催など、本制度の周知や支援に努めてまいりますので、引き続き環



▲緊急銃猟の実施イメージ

政 策



**● 休刊のお知らせ ●**  
 6月9日付の町村週報につきましては、休刊とさせていただきます。第3322号は6月16日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしく願います。

**【お問い合わせ先】**  
 環境省自然環境局野生生物課  
 鳥獣保護管理室  
 TEL: 03-5521-8285 (直通)

※「クマ類の出没対応マニュアル—改定版—」(環境省ウェブサイト) <https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/>

※「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化」に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定(「こじ」)(環境省ウェブサイト) [https://www.env.go.jp/press/press\\_04458.html](https://www.env.go.jp/press/press_04458.html)

環境省からの情報発信にご留意いただくとともに、施行業務にご協力いただけますと幸いです。  
 また、本制度についてご不明点がございましたら、後述のお問い合わせ先までご連絡ください。

**【農林水産業みらい基金 2025年度助成事業 募集スタート】**  
 ~ 5月12日(月)から助成事業の募集を開始、申請期間は6月30日(月)まで ~

「未来は、いつだって、現場から生まれる。」  
 現場のチャレンジをことごとく応援したい。  
 農林水産業の新しい可能性を見つけ、それを日本中へ広げるお手伝いをしたい。」  
 こうした願いを胸に、農林水産業みらい基金は、2014年に設立され、今年で12年目を迎えました。  
 農林水産業と食と地域のくらしの発展に貢献することを目的に、

- (1) 農林水産業の持続的発展を支える担い手への支援
- (2) 農林水産業の収益力強化に向けた取組への支援
- (3) 農林水産業を軸とした地域活性化に向けた取組みへの支援

に取り組んでおります。  
 具体的には、「創意工夫にあふれた取組で、直面する課題の克服にチャレンジしている地域の農林水産業者へのあと一歩の後押し」を行うための助成活動を行っています。

助成対象事業に対しては、最長3年間に支出する事業経費のうち最大9割を助成することとしています。

助成事業の募集は、年1回行っており、これまで11年間で

累計75件の助成決定を行っております。  
 2025年度についても、5月12日(月)から助成事業の募集がスタートしました。申請期間は6月30日(月)までです。  
 申請方法は農林水産業みらい基金のホームページから申請書類をダウンロードした上で、同ホームページに設置している助成申請受付システムからオンライン申請となります。  
 募集締切後は、5カ月程度の審査期間を経て、12月上旬に助成対象事業を決定する予定です。  
 詳細は、当基金のホームページにて、「募集要項」などによりお知らせしています。  
 これまで11年間で選ばれた75のプロジェクトにつづく、今後に向けてのモデルとなり得るような事業の応募をお待ちしております。

◆ 一般社団法人 農林水産業みらい基金 ホームページ <https://www.mirai.kin.org>

◆ お問い合わせ先  
 農林水産業みらい基金 事務局  
 電話 03-5362-3889  
 E-Mail [mirai@mirai.kin.org](mailto:mirai@mirai.kin.org)

情 報

「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生を講ずるため、令和6年度補正予算において、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」（以下…新地方創生交付金）を創設しました。新地方創生交付金は、地方自治体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しするものです。具体的には、地域資源を最大活用した農林水産業・観光産業等の高付加価値化や、買物、医療、交通等、

日常生活に不可欠なサービスの維持向上の取組等を支援します。予算額については、当初予算と補正予算を合わせ、全体として3,000億円を措置しています（図1参照）。  
本稿では、地方の声を聴き、大幅に刷新された新地方創生交付金の制度概要についてご説明するとともに、従来の地方創生交付金からの改善点をご紹介します。

2 新地方創生交付金の制度概要

新地方創生交付金については、これまでの交付金の運用の中で各自治体から寄せられた意見も踏まえ、従来の地方創生交付金から主に3つの改善を行い、新たな制度とします。

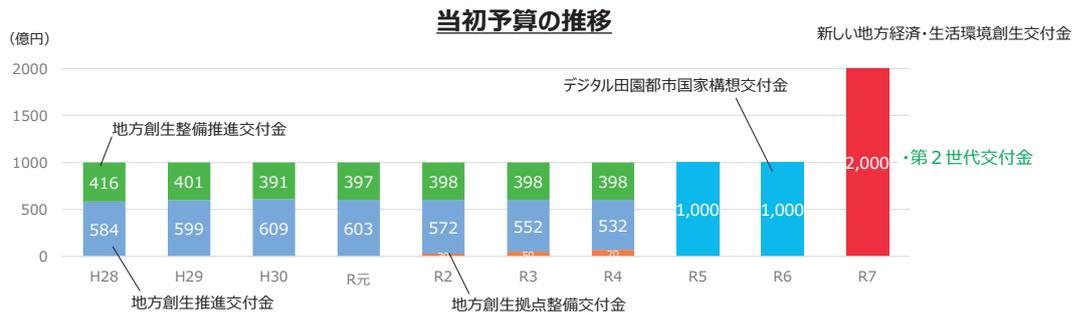
新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）について  
内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

1 はじめに

日常生活に不可欠なサービスの維持向上の取組等を支援します。予算額については、当初予算と補正予算を合わせ、全体として3,000億円を措置しています（図1参照）。

地方創生交付金の予算額推移

- ▶ R6補正予算において、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（新地方創生交付金）」を創設。
- ▶ R7当初：2,000億円／R6補正：1,000億円（R6当初：1,000億円／R5補正：735億円）。



▲ 図1

情 報

1つ目の改善は使い勝手についてです。これまではソフト事業、拠点整備事業、インフラ整備事業が別々に申請され、実施されてきましたが、新地方創生交付金ではソフト・ハードの制度区分を廃し、両者を組み合わせ、交付決定できるようになっています。さらに、ソフト事業や拠点整備事業を組み合わせることを要件に、関連するさまざまなインフラ整備を支援可能にし、複数要素を組み合わせた、より効果の高い事業を促進することとしています。具体的には、これまでは道(市町村道、林道、広域農道)、汚水処理施設(公共下水道、集落排水、浄化槽)、港(港湾、漁港)の3つの施策に関連する事業のみを対象としていましたが、新地方創生交付金におけるインフラ整備事業は図2に記載している公共事業全般を対象とし、自治体が地方創生の取組を行う際のインフラ整備の選択肢を拡大しています。また、従来の交付金では、「デジタル社会の形成への

寄与」を必須の要素にしていますが、新地方創生交付金ではこうしたデジタル活用の義務は設けていません。

2つ目は事業規模についての改善です。新地方創生交付金の当初予算額については、従来の1,000億円から2,000億円に倍増しました。交付上限額についても、1事業当たりの交付限度額を引き上げ、より規模の大きい事業の実施を可能にしています(図3参照)。例えば、市区町村の場合、年間の申請上限件数は10件、申請上限額はソフト事業・拠点整備事業それぞれ10億円としています。さらに、これまで補正予算の拠点整備事業については、単年度の事業に限定されていましたが、今般、地方からの強いニーズも踏まえ、補正予算の事業でも複数年度の事業を実施することを可能にしています。

3つ目の改善として、相談や審査体制を刷新しました。地方創生においては、地域のステークホルダーがアイデアを出し合い、つくり上げた

### 第2世代交付金(インフラ整備事業)の対象

#### (1) インフラ整備事業にかかる事業の組み合わせ

インフラ整備事業を実施する場合、以下の組み合わせを条件とする。

- ① 下記の事業分野を跨がる複数事業を対象とし、インフラ整備事業(2事業以上) + 拠点整備事業 or (andも可) ソフト事業

組み合わせ	インフラ整備事業	拠点整備事業	ソフト事業
例	農業農村整備・水産基盤整備	農林水産加工施設	農水産物の高付加価値化・輸出促進

(注) 複数事業については、複数省庁の事業に跨らなくても可。拠点整備事業とソフト事業はどちらか可。

- ② インフラ整備事業(1事業) + 拠点整備事業 + ソフト事業

※ただし、ソフト事業で全事業費の2割を超える場合はソフト事業との組み合わせのみで可とし拠点整備事業は不要とする。

組み合わせ	インフラ整備事業	拠点整備事業	ソフト事業
例	都市環境整備整備	道の駅の物産等施設	特産品等の開発・販路拡大

#### (2) 対象となるインフラ整備事業

従来の地方創生整備推進交付金の対象に限らず、幅広いインフラ整備を対象とする。

- ① 治水事業 (社総交※1及び防交※2の河川事業、その他総合的な治水事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を含む)
- ② 治山事業
- ③ 海岸事業 (社総交及び防交の海岸事業、その他総合的な治水事業を含む)
- ④ 道路整備事業 (社総交及び防交の道路事業を含む)
- ⑤ 港湾整備事業 (社総交及び防交の港湾事業を含む)
- ⑥ 空港整備事業
- ⑦ 都市・幹線鉄道整備事業 (社総交の地域公共交通再構築事業を含む)
- ⑧ 住宅対策事業 (社総交及び防交の地域住宅計画に基づく事業、住環境整備事業を含む)
- ⑨ 都市環境整備事業 (社総交及び防交の都市再生整備計画事業、広域活性化事業、都市公園・緑地等事業、市街地整備事業、都市環境整備事業、その他総合的な治水事業を含む)
- ⑩ 下水道事業 (社総交及び防交の下水道事業、都市環境整備事業を含む)
- ⑪ 水道施設整備事業 (社総交及び防交の水道事業を含む)
- ⑫ 廃棄物処理施設整備事業
- ⑬ 工業用水道事業
- ⑭ 国営公園等事業 (都市公園事業)
- (社総交、防交の都市公園・緑地等事業を含む)
- ⑮ 自然公園等事業
- ⑯ 農業農村整備事業
- ⑰ 森林整備事業
- ⑱ 水産基盤整備事業
- ⑲ 農山漁村地域整備交付金
- ⑳ 推進費等 (社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助)

※1 社会資本整備総合交付金の略  
 ※2 防災・安全交付金の略  
 (注) 上記の社総交及び防交と一体的に実施する関連社会資本整備事業、効果促進事業、社会資本整備円滑化地籍整備事業を含む。

情 報

地方創生2・0の実現に向け、刷新された新地方創生交付金により、地域独自の取組を効果的に後押し



事業について、国が後押しするといふことが基本であり、地方の創意工夫を活かしつつ、国と地方が議論を重ねて一体となって取り組むことが重要です。こうした考えを踏まえ、これまででは東京の有識者が事業採択の審査を行っていましたが、新地方創生交付金では交付金事業の検討・実施・検証の各段階において、産官学金労言など地域の多様な主体が参画する仕組みとしています。さらに、新たな制度では、PDCAサイクルをより実効的なものとするため、事業の効果検証及び評価結果・改善方策の公表を行うこととしています。また、国の相談窓口は年間を通じて常時対応し、交付金の未活用・低活用自治体も十分に活用できるように、サポートいたします。

【お問い合わせ先】
内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局
電話 03-6257-1416
メール chiki.sosei-senko@cao.go.jp

し、好事例の普遍化を進めていきたいと考えています。令和7年度の第1回募集では1、539自治体で、約2、185億円の事業を採択しており、全国津々浦々で、地域の課題解決や魅力向上に向けた意欲的な取組が始まっています。現在開始している第2回募集については、6月下旬頃に募集を締め切り、夏頃の交付決定を予定しています。新地方創生交付金の活用については、1年を通して相談を受け付けていますので、地域において解決したい課題や活用にあたっての不明点などがあれば、まずはご相談いただけますと幸いです。

第2世代交付金の概要

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しする。

◆制度概要

- ① 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組を支援
② ソフト+ハードや分野間連携の事業を一体的に支援するとともに、国による伴走支援を強化
③ 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画する仕組みの構築

Table with 3 columns: 事業計画期間, 交付上限額・補助率. Rows include ソフト事業, 拠点整備事業, インフラ整備事業.

◆評価基準

Four boxes representing evaluation criteria: 目指す将来像及び課題の設定, KPI設定の適切性, 自立性, 地域の多様な主体の参画

(注1) 拠点整備事業及びインフラ整備事業における単年度の交付上限額は目安とする。(注2) 拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額(国費)について、都道府県・中核中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。

# 新地方創生交付金

(第2世代交付金)

地方創生交付金を**大幅刷新!**  
地方(地方六団体)の声を聴き、地方がそれぞれの特性に応じた発展を  
遂げることができるよう、地方にとって**自由度の高い仕組みに!**

## 1

### 使い勝手よし

- ・ソフト・拠点・インフラを組み合わせ  
て一本で申請可能
- ・デジタル活用の義務はありません



## 2

### 事業規模よし

- ・上限額を倍増
- ・補正予算事業でも  
複数年度事業が可能に

当初予算は  
2,000億円に倍増

ソフト事業・  
拠点整備事業それぞれ  
上限:10件、10億円/年度  
※市区町村の場合

## 3

### 相談・審査体制よし

- ・東京の有識者ではなく、地域の多様な  
関係者が参画
- ・国の相談窓口は年間を通じて常時対応



## まずは相談をしてみましよう!

【お問い合わせ先】

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

電話: 03-6257-1416

Eメール: chiiki.osei-senko@cao.go.jp



情 報

中山間地域フォーラム設立19周年  
全国町村会 都市・農山漁村共創社会創造  
シンポジウム

主催



NPO法人  
中山間地域フォーラム



全国町村会

National Association of Towns and Villages

2025年6月29日(日) 13:00~17:30 (開場12:20)

会場：全国町村会館 2Fホール 定員：200名(先着)

東京メトロ永田町駅・3番出口/東京都千代田区永田町1-11-35

●参加費：2千円 ●意見交換会会費(希望者)：4千円(当日現金にて)



全国町村会館

多様な関わりによる新しい農村づくり  
～実践から探る 都市農村共創社会～

司会：関司直也氏(法政大学)

プログラム

●開会挨拶

13:00

生源寺眞一氏(中山間地域フォーラム会長)

●解題

13:10~13:30

小田切徳美氏(中山間地域フォーラム副会長)

●報告1：農村RMOの役割

13:30~14:05

鈴木辰吉氏(しきしまの家運営協議会事務局長)

私の見方 榊田みどり氏(農業ジャーナリスト)

●報告2：自治体の役割

14:05~14:40

上田昌子氏(飛騨市役所総合政策課)

私の見方 平井太郎氏(弘前大学)

14:40~14:50 休憩

●報告3：中間支援組織の役割

14:50~15:25

中川玄洋氏(NPO法人bankup 代表)

私の見方 筒井一伸氏(鳥取大学)

●各界からのコメント

15:25~15:40 企業の地域対応の視点から

上入佐慶太氏(日本航空株 能登復興事業 統括)

15:40~15:55

ふるさと住民登録制度提案者の視点から

高橋博之氏(株雨風太陽代表取締役社長)

15:55~16:10

新しい農村政策の視点から

朝日健介氏(農林水産省農村活性化推進室長)

16:10~16:20 休憩

●パネルディスカッション

実践から探る「都市農村共創社会」への接近

16:20~17:30

パネリスト

鈴木辰吉氏

上田昌子氏

中川玄洋氏

朝日健介氏

モデレーター

小田切徳美氏

●閉会挨拶

17:30

石井勇人氏(中山間地域フォーラム運営委員)

17:50~意見交換会：立食・会費制

◆お申込み・お問い合わせ◆

以下の要領でメールでお申込みください

●メール件名： 6/29シンポ申し込み

●メール本文：

①お名前：

②ご所属：

③勤務先またはお住いの都道府県名：

④連絡先メールアドレス：

⑤意見交換会の参加：する・しない

締切  
6/20(金)

送信先：keinou@zck.or.jp



長崎県東彼杵町

【お問い合わせ先】 全国町村会 経済農林部

MAIL: keinou@zck.or.jp TEL: 03(3581)0485

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-35

## 随 想

1959年(昭和34年)9月14日に山梨県に襲来し、明治40年以來の大水害となった台風7号。この傷跡や恐怖がさめない最中の9月26日、全国に甚大な被害をもたらした台風15号、いわゆる「伊勢湾台風」が襲来した。全国での死者・行方不明者の数は5,000人を超え、明治以降の日本における台風の災害史上最悪の惨事となった。その大災害の2カ月前の7月、山間地の小さな農家で産婆さんの手により元気な産

な大災害の年に生を受けたこと、またそのころの望月家は貧困で祖母、母の日々の苦勞を目の当たりにしてきたことから、幼少期から世の中のためになれるような大人になる、そして当時の隆盛な望月家まではいかないまでも、必ず御家再興を果たしたいと考えて育った。そんなことから昭和53年に姉が勝手に申し込んだ(事実です)山梨県庁の採用試験を受け、大学には進まずに翌54年4月に入庁した。入庁後はサッカー部や

としては、市町村課長の前に森林環境部の部付主幹を拝命し、環境整備事業団に派遣され、反対派グループへの対応や漏水検知システムの度重なる不具合、さらには継続営業すればするほど累積赤字が膨らむという負のスパイラルにあった「明野産業廃棄物最終処分場」の所長を2年間務めた。結果的に当時の「横内正明知事」の判断で閉鎖という決定が下され、その作業にも追われた慌ただしい2年間で



## 外されていた梯子

山梨県身延町長

望月 幹也

声が響き渡った。4人兄妹の末弟、私の誕生である。私の生家は先祖代々続く農家で、高祖父、曾祖父の代まではかなりの篤農家だったと聞く。菩提寺の「曹洞宗慈観寺」への貢献から「永代院号」を授かり、敷地内には立派な2連の土蔵が構えられていて、頑丈な造りから台風等の際には、近所の皆さんも避難所として利用していた。生後2カ月の私も母か祖母?に抱えられ避難したと物心がついたころに教えられた。そんな

テニス部等に所属し、年齢の枠を超えた大勢の友人にも恵まれた。サッカー部では茨城県の鹿島スタジアムでの試合や山梨県と姉妹都市協定を締結している韓国忠清北道への遠征、テニス部では秋田県や新潟県等で開催された全国大会への遠征が思い出深い。一方、仕事での配属先は多分野に及んだ。中でも公共関係部局に延べ11年、課長も務め延べ10年在籍した市町村課が属する総務部に13年と長期間在籍した。変わり種

あった。技術職でなく一般行政事務職の私にとつて、難しく大変な業務であったが、なかなか体験できることではなく、今では良い経験であったと思えている。2年経過し派遣が解かれ、市町村課長を拝命し無事本庁へ戻ることができて県職員として60歳の定年退職まで頑張る決意でいた矢先、予期せぬ誘いがあった。県庁OBでかつての私の上司で身延町長を務めていらっしやうた「望月仁司前町長」から、55歳の

時に生まれ故郷である身延町副町長に招へいされた。しかし、これまで本県では本庁の課長職にある者が町村の副町長に派遣された例はなく、私個人としても丁寧にお断りをし続けたが、相手も元県職員、攻め方を熟知しており、人事権を有する副知事と総務部長へ直訴し、結果として平成27年4月から2年間の約束で身延町副町長を拝命することとなった。私の主な役割は、もちろん町長の補佐役であるが、当時は自治体において「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定が必須となっており、担当課の職員とともに時には夜中まで議論を交わし、計画期間5年間の平準的な事業と財源を割り振ったアクションプランまでを無事策定することができ、子育て支援、教育環境の充実等事業化も順調に進捗していた。平成28年度に入り、県庁に帰る日を指折り数えていたところ、またもや前町長から恐ろしいささやきが聞こえた。その年の秋に執行される町長選挙は私も認識していて、現職であった前町長が再選をめざすものとはかり決めつけていたら「副町長、今秋の町長選に俺は出馬しないから、お前が出るよ」、県庁に帰る梯子はとうに外されていた。あれから9年、奇しくも現在3期目の町政を担わせていただいている。